

資料No.2-1

「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」報告書の概要

「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」 報告書について

検討会設置の背景

「『日本再興戦略』改訂2015」において、配偶者手当について「官の見直しの検討とあわせて、労使に対しその在り方の検討を促す」とされたことを受け、労使による配偶者手当の在り方の検討を促すため、労働基準局長の下、学識経験者による「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」を平成27年12月に設置し、年度末にかけて3回開催した。

<開催日> 第1回 平成27年12月15日、第2回 平成28年2月18日、第3回 平成28年3月29日

検討会の目的

- 就業調整につながる配偶者手当の在り方についての考え方を明らかにすること。
- 配偶者手当の見直しを実施した企業事例や円滑な見直しに当たっての留意点（労働契約法、判例等のポイント、円滑な見直しのためのノウハウ）を示すこと。

「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」参集者

◎阿部	正浩	中央大学経済学部教授
安藤	至大	日本大学総合科学研究所准教授
戎野	淑子	立正大学経済学部教授
大嶋	寧子	みずほ総合研究所主任研究員
神吉	知郁子	立教大学法学部国際ビジネス法学科准教授
守島	基博	一橋大学大学院商学研究科教授
山川	隆一	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(50音順、◎は座長)

<配偶者手当の在り方>

配偶者手当は、家事・育児に専念する妻と仕事に専念する夫といった夫婦間の性別役割分業が一般的であった高度経済成長期に日本的雇用慣行と相まって定着してきた制度であるが、女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化している中、税制・社会保障制度とともに、就業調整の要因となっている。

今後労働力人口が減少していくことが予想され、働く意欲のあるすべての人がその能力を十分に発揮できる社会の形成が必要となっている中、パートタイム労働で働く配偶者の就業調整につながる配偶者手当（配偶者の収入要件がある配偶者手当）については、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれる。

<労使による企業の実情を踏まえた検討>

労使においては、「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組（平成26年12月16日合意）」に基づき、個々の企業の実情（共働き、単身者の増加や生涯未婚率の上昇等企業内の従業員構成の変化や企業を取り巻く環境の変化等）も踏まえて、真摯な話し合いを進めることが期待される。

<配偶者手当の見直しに当たっての留意点>

配偶者手当を含めた賃金制度の円滑な見直しに当たっては、労働契約法、判例等に加え、企業事例等を踏まえ、以下に留意する必要がある。

- ① ニーズの把握など従業員の納得性を高める取組
- ② 労使の丁寧な話し合い・合意
- ③ 賃金原資総額の維持
- ④ 必要な経過措置
- ⑤ 決定後の新制度についての丁寧な説明。